

「令和2年度 佐賀県 AI・IoT 等技術活用可能性実証事業」業務委託仕様書

第1 目的

AI・IoT等の先端技術は、県内企業の経済活動の様々な場面で今後、活用が想定され、技術導入による生産性・経営力向上や技術活用による新サービス創出が期待されるものの、県内では参考となる先行事例が少なく、必要な費用やプロセス、得られる効果等が不透明なことから、県内企業における導入やそれら技術を活用した新サービスの創出等が進んでいない。

そのため、県内企業を主体としたAI・IoT等の技術の導入及び活用の可能性について実証事業を行い、経済性、効率性、その他の効果を広く知らしめることによって同様の技術の普及を図る。

第2 対象となる実証事業

1 実証事業の要件

本事業は、その目的に照らし、以下の要件を満たしている事業を対象とする。

- (1) 自ら又は第三者により同じ手法による実証事業が行われていないこと。
- (2) 国や自治体等が行う他の事業において実施中又は終了したものではないこと。
- (3) 実証事業の主たる実施場所を県内に確保していること。
- (4) ビジネスベースでの活用(パブリックソリューション含む)を前提としているもので、単に既存製品の購入やテストを目的とするものではないこと。
- (5) パブリックソリューションの実証を行う場合は、当県での導入を前提としたものではなく、県内外へ広く展開でき、県内企業が新たなビジネスとしてマネタイズできるソリューションであること。
- (6) 他の経費で措置されるべき必要経費を、本事業により賄うことを想定しているものではないこと。

2 実証事業のテーマ

本事業において実施するテーマは、以下の(a)~(d)に掲げるいずれかの分野に該当するものであること。なお、複数選択することも認める。

- (a) 既存のソリューション(サービス・製品等)やLPWA等の新規格通信導入における効果・プロセスの検証
- (b) AIやビッグデータ分析等の活用に資するIoT・LPWA等を用いたデータの取得及び取得データの活用法の検討
- (c) AI・IoT等の先進技術やテレワーク、クラウドサービス、RPA等の登場によって変化する経済活動・働き方に対応するためのソリューションの導入による効果及びプロセスの検証
- (d) AI・IoT・LPWA等を用いた新ビジネスの創出、技術開発

(e) その他、自作デバイス等の活用による AI・IoT の導入実証等

第3 業務内容

企業等が持つ課題の解消を目的とした AI・IoT 等の先端技術を用いた実証を次の手順により行うとともに、必要な体制やプロセス、費用、得られる効果等の検証を行うこと。

1 課題の整理

県内の企業等が抱える課題のうち AI・IoT 等の先端技術を用いて解決を図ることのできる課題を選定し、当該実証事業を実施することで期待できる効果等について整理を行うこと。

2 ソリューション・デバイス等とプロセスの検討

「1 課題の整理」で特定した課題について、その解決に適したソリューション・デバイス等の選定或いは設計を行い、ソリューション・デバイス等の導入に必要な実施体制やプロセス、期間等の検討を行うこと。

実施体制の検討にあたっては、実務担当者に必要な知見・スキル等の整理を行うこと。ソリューション・デバイス等の選定或いは設計にあたっては、類似のソリューション・デバイス等がないか確認を行い、ある場合には比較検討を行った上で、本事業に最適と考えられるソリューションを選定或いは開発すること。

なお、これらの検討にあたっては必要に応じて外部有識者の知見を積極的に取り入れること。

3 ソリューション・デバイス等を用いた試行（実証）の実施及び効果の測定

「2 ソリューション・デバイス等とプロセスの検討」において選定或いは設計したソリューション・デバイス等及び検討したプロセスの実地における実証実験を行うこと。

なお、実証事業の実施にあたっては、受託者が県内に実証環境を用意し、実施に当たって必要な調整等も受託者で実施すること。また、可能な限り実施前後の定量的な効果測定を行うとともに、利用者や従事者等がある場合にはアンケート調査等で定性的な効果測定も行うこと。

4 実証結果の取りまとめ

「1 課題の整理」及び「2 ソリューション及びプロセスの検討」において整理した事項、「3 ソリューションを用いた試行（実証）の実施及び効果の測定」により得られた実証結果について取りまとめを行うこと。

取りまとめの際には、当初想定していた実施体制・期間・プロセス・効果と、実際に事業を行った際の実施体制・期間・プロセス・効果の比較を行うとともに、費用対効果の検証や、得られた知見や課題、改善のポイント、今後の展望等を整理し、「第6 報告及び評価」で求める事業完了報告書等に記載すること。

なお、検証結果において期待された効果が得られなかった場合も上記内容を整理すること。(期待された効果が得られたかしたことに対する受託者へのペナルティ等はないので留意すること)

第4 参加資格

本事業の公募プロポーザルに参加するに当たり、「令和2年度 佐賀県 AI・IoT 等技術活用可能性実証事業に係る企画提案競技(プロポーザル方式)実施要領」における「第5 応募者の要件」をすべて満たすこと。

第5 事業費

(1) 1事業に要する経費は、200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、予算の範囲内で審査を踏まえて決定する。ただし、実証事業の目的等を鑑み、これと併せた実証を受託者の負担により実施することを妨げない。

(2) 本事業が対象とする経費は、次に掲げるものとする。

ア 人件費

委託事業に直接従事する者に対する人件費

積算根拠が明示できる者、実績報告等で従事したことが明示できる者に限る。

イ 設備備品費

委託事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費(委託事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)

資産性のある物品(所得価格10万円以上、ソフトウェア含む)の購入に要する経費は、原則認めない

資産性のある物品を購入する必要がある場合は県との事前協議を行い、必要性が認められた場合にのみ購入できるものとし、購入した備品等の権利は県に帰属する

リース・レンタル等の契約が委託期間を超えて取り交わされている場合は、委託契約期間内に発生する経費分のみを計上可能とする

ウ 消耗品費

委託事業の実施に直接必要な物品(所得価格が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費

エ 旅費

委託事業の実施に直接必要となる出張等での実務担当者の旅費(交通費、日当、宿泊費)であって、受託者の旅費規程等により算定された経費

オ 通信運搬費

委託事業の実施に直接必要な物品の運搬や、ソフトウェア等の使用(ライセンス費用は含まない)に係る経費

カ 外注費、保守費、改造修理費

委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注に係る経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）保守費及び改造修理費）

ソフトウェアのライセンス費用について、委託契約期間を超えて購入せざるを得ない場合、調達に要した経費のうち委託期間内に係るライセンス費用を日割り計算して計上する

キ その他（諸経費）

委託事業の実施に直接必要な設備・施設等に要する経費や報告書の作成に要する経費。また、委託事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と考えられる経費。

第6 報告及び評価

実証事業の終了後、受託者は実証結果をとりまとめのうえ、事業完了報告書として提出すること。事業完了報告書に記載する項目は少なくとも以下に示すものとする。

- ・実証事業の目的
- ・実証事業の実施体制（実施期間、従事者数、役割分担）
- ・実証事業におけるプロセス、実施方法
- ・実証事業の結果（効果、要した経費、得られた知見、課題等）
- ・実証事業の実施概要（上記内容をパワーポイント5～10頁程度にまとめたもの）

提出された報告書は県HP等での公開を予定している。

なお、委託期間を超えた中長期的なデータ取得等を実施することで実証事業の目的達成に必要な場合は、採択時に受託者と県で協議を行い、定期的な報告を求める場合がある。

第7 知的財産の取扱

（1）権利の帰属

実証事業により発生した知的財産権については、日本版バイ・ドール法（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）に基づき、以下のア～エの条件の遵守を約する確認書を委託契約後に提出することを条件に、受託者に帰属させることができるものとする。

共同事業体の実証事業を実施する場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができる。

ただし、県に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、県に許諾する。

知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の

設定登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利を言う。

ア 成果が得られた場合には、遅滞なく県に報告すること。

イ 県が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該知的財産権を無償で利用する権利を、県又は県が指定する者に許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、特に必要があるとして県が要請する場合、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

エ 当該知的財産権を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併または分割により移転する場合及び次の(ア)及び(イ)に規定する場合を除き、あらかじめ県の承認を受けること(次の(a)及び(b)に規定する場合には、事前の承認は要しないが、当該知的財産権の譲渡又は許諾を行ったことを県へ報告すること)。

(a) 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の譲渡又は許諾をする場合

(b) 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の譲渡又は許諾をする場合

(2) 外注等で発生する知的財産権の取扱

知的財産権については、次の事項について留意するものとする。

ア 本事業は、県からの実証委託であることから、県内の産業振興に支障を来すなど、不適当と判断される場合には前項により実証事業の成果に係る知的財産権を帰属させることができないこと。

また、受託者が前項の条件を満たさない場合も実証事業の成果に係る知的財産権を帰属させることはできないこと。

イ 出願前に実証事業の成果を公開した場合、新規性が失われ知的財産権を受けることができなくなる可能性があること。

ウ 知的財産の発明者が外注等により複数にわたる場合において、特許権利者、持分割合、費用負担などについてあらかじめ取り決めを行うことを推奨する。

(3) 実証事業の成果に係る秘密の保持

本事業に係る実証事業の成果は、県が受託者に帰属させるものと判断するまでは、契約期間終了後、県に帰属する。このため、県が受託者に帰属させると判断するまでは、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外に関わらず決して第三者に漏えいしないこと。また、得られた実証事業の成果を基にした研究等を別途実施する際には事前に県に相談するものとする。

第8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。また、疑義や事故、計画変更等が発生した場合は、速やかに報告・協議して適切な対応をとること。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業政策課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県産業政策課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業政策課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (8) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とする。